「預金口座にマイナンバー」時代の戦略的税務対策

広告

東京都中野区の会計事務所、エヌエムシイ税理士法人（代表社員・税理士　野本　明伯）税務総合戦略室長の風間と申します。

『税務総合戦略室』は主に国税庁・国税局の出身者で組織したチームです。国税庁・国税局の総務部・調査部、国税不服審判所・税務大学校教授・税務署長などの経験者をそろえ、現在は12名のメンバーで仕事をしています。

２０１４年３月中旬、預金口座にマイナンバーを義務付け、脱税などを防止するという新聞報道がありました。報道によると、銀行の預金口座に預金者の税と社会保障の共通番号（マイナンバー）の登録を義務付ける方向で、政府は銀行界との調整を始めたということです。

マイナンバー制度の概要

２０１３年５月に社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）が成立し、２０１５年秋頃に個人番号・法人番号の通知、２０１６年１月から順次利用開始予定となっています。

マイナンバー制度は、各個人の所得水準や年金・医療などの受給実態を正確に把握し、効率的な社会保障給付を実現することを目的としています。また、制度導入によって行政事務の簡素化・効率化や、生活保護の不正受給・脱税の防止効果が期待されています。

税務の分野については、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に番号が記載され、法定調書の名寄せや申告書との突合を効率的かつ正確に行う目的に活用することになっていました。

ただし、現在の法定調書だけでは取引情報の把握に限界があるとも言われており、将来的に法定調書の範囲の拡充や、預金口座等への番号の付番が噂されていたところです。

今回の報道から、預金口座にマイナンバーの登録が義務付けられ、近い将来、いよいよ税務当局にすべての預金が把握される時代が到来するような気がしています。

不公正税制の是正とプライバシー保護

皆さんは「クロヨン」「トーゴーサンピン」という言葉をご存知でしょうか？　本来の課税対象となるべき所得のうち、税務署がどの程度の割合を把握しているのかを示す数値（捕捉率）について表した用語です。

○クロヨン（９・６・４）＝給与取得者９割・自営業者６割・農林水産業者４割

○トーゴーサンピン（10・５・３・１）＝給与所得者10割・自営業者５割・農林水産業者３割・政治家１割

所得のすべてが捕捉され、かつ、源泉徴収制度によってあらかじめ所得税を天引きされた額が支給されるサラリーマンの不公平感から生まれた言葉だと思いますが、このような不公平を是正するためには納税者（事業者）の納税意識の高揚と誠実な申告、的確な調査・指導及び脱税に対する罰則規定の強化が必要となります。

私たち『税務総合戦略室』も、租税教育に対する貢献になればという想いから、昨年より千葉県の秀明大学において、年間30回、客員教授として、租税の意義・役割や税法の知識に関する講義を行っています。

また、脱税をしやすい直接税（所得税や法人税）から脱税をしづらい間接税（消費税）中心の租税体系とすることが不公平税制を是正する手段の一つであるとも言われています。

国民総背番号制や納税者番号制度など、国の収入や資産の状況を把握するシステムの導入が過去から検討されてきました。一方で個人情報保護の観点からそのようなシステムに対する反対意見も根強く、不公平税制の是正とプライバシー確保の着地点をどのようにに見いだすのかは最終的に日本国民全体で議論が必要な問題だと思います。

海外口座にも広がる情報交換の仕組み

マイナンバーの付番に伴う税務当局による資産・所得の把握を嫌い、他の金融資産や現物資産への転換、さらには海外への資産逃避（キャピタルフライト）が加速する可能性もあります。

しかし、これらの動きにも税務当局は着々と手を打っています。例えば、

①「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」

……平成23年度税制改正により創設され、等については、１００万円を超える国外送金金地金、プラチナ地金などの売却代金が２００万円を超えると

②「国外送金等調書制度」

……１００万円を超える国外への送金・国外からの受金について、その取扱い金融機関から税務署へ支払調書が提出されます。以前は２００万円を超える送受金が対象でしたが、平成21年４月１日以後に行われる国外送金金額が引き下げられました。

③「国外財産調書制度」

……平成24年度税制改正により創設され、その年の12月31日時点で国外に５千万円を超える財産を有する居住者は、その財産の種類、数量、価格等必要な事項を記載した国外財産調書を翌年３月15日までに税務署に提出しなければならないという制度です。本年３月から提出が必要になりました。

このように様々な税制改正を行って資産把握の動きを加速させていますが、それでもなお、海外資産の情報を税務当局が完全に把握することはできません。

そこで、各国は互いに租税条約を結んで情報共有を行ってきました。２０１４年３月現在の情報交換ネットワークは60条約（80カ国・地域に適用）に及んでいます。しかし、情報交換に積極的な国と、そうでない国の温度差はかなりあるようで、例えば現在は情報の秘匿性が高いと噂されているシンガポールに世界の富裕層の富が移転していると言われます。昔も今も、「情報を守る国に資産は集まる」ということでしょうか。

このような状況の中、２０１４年２月末には、日米欧などの主要20カ国・地域（Ｇ20）が、資産隠しや税逃れを防ぐために、課税対象者が海外に持つ銀行口座の情報を得やすくする新たな仕組みを作るという新聞報道がありました。把握が難しい海外の口座情報を、各国の税務当局がオンライン上で提供しあう情報共有のネットワークシステムを２０１５年末までに導入するというものです。この記事は、税務の専門家にとってもかなりインパクトのあるものでした。

外国にある金融機関の口座情報は把握することが難しく、税逃れが各国で問題になっていましたが、今後は各国の金融機関が定期的に情報を税務当局間のネットワークで公開することにより、税務当局は課税対象の海外の口座情報を瞬時に得られるようになります。

全ての財産が把握される時代の税務対策

預金口座などにマイナンバーの登録が義務付けられ、さらに海外口座の情報も当局に筒抜けになるような時代が、すぐそこまで来ています。

すべての財産が把握されるような時代に、どのような税務対策を行っていくべきなのでしょうか？　海外の資産は税務当局に把握されにくいだろうという考えのもと、いわゆる「資産を隠す」方向の対策は無駄になるでしょう。これからは、法の範囲内で知恵を使って、より戦略的に税務対策を行っていかなければなりません。

国の借金残高が１千兆円超という膨大な公的債務を抱える日本の財政破綻リスクへの不安から、円の価値が大幅に下がった場合でも資産を守るため、そうでない国の温度差はかなりあるようで、例えば現在は情報の秘匿性が高いと噂されているシンガポールに世界の富裕層の富が移転していると言われます。昔も今も、「情報を守る国に資産は集まる」ということでしょうか。

このような状況の中、２０１４年２月末には、日米欧などの主要20カ国・地域（Ｇ20）が、資産隠しや税逃れを防ぐために、課税対象者が海外に持つ銀行口座の情報を得やすくする新たな仕組みを作るという新聞報道がありました。把握が難しい海外の口座情報を、各国の税務当局がオンライン上で提供しあう情報共有のネットワークシステムを２０１５年末までに導入するというものです。この記事は、税務の専門家にとってもかなりインパクトのあるものでした。

外国にある金融機関の口座情報は把握することが難しく、税逃れが各国で問題になっていましたが、今後は各国の金融機関が定期的に情報を税務当局間のネットワークで公開することにより、税務当局は課税対象の海外の口座情報を瞬時に得られるようになります。

ところが、国外財産調書の創設をきっかけに、調書の提出を回避したいという理由から、効果的な海外投資や資産運用をやめてしまう方がいらっしゃいます。

せっかく海外を活用したグローバルな分散投資を行ってきた方が、税務当局に居住者だと認定されないためのきちんとした税務対策を講じることが重要だと言えます。

所得税や相続税を軽減したいのであれば、その方法は資産を隠すのではなく、別途、戦略的な対策を行っていく時代になってきたのではないでしょうか。

（文責・税務総合戦略室　室長　風間）

税務総合戦略室セミナー８講座開催中　5月-7月期

	受講料（1名様 税込）	5月	6月	7月
オーナー経営者のための戦略的税務対策と資産運用 Pick up!	【10,800円】	20日	12日	8日
オーナー経営者のためのお金が増える経営 24億円の借金経営からつかんだ秘訣	【10,800円】	15日・22日	17日	15日
ベールに包まれた国税組織5万6千人の真実を語る【税務調査対策 基礎編】	【10,800円】	27日		
税務調査って、拒否できないんですか？【税務調査対策 応用編】	【21,600円】	27日		
お金持ちは非居住者を目指す「税金天国への脱出」	【32,400円】			17日
国際税務を理解し、最適なタックスプランニングの構築を！	【21,600円】	29日		
相続税対策「愛する家族に上手な財産の残し方」	【10,800円】		26日	
事業承継と相続のための自社株対策「円滑に低コストで事業承継を行うために」	【32,400円】			24日

オーナー経営者のための戦略的税務対策と資産運用

オーナー企業においては会社と個人資産が一体化しており、切り離すことが難しいため、資産を守るためには、会社と個人を一体としてとらえた税務対策を考えていく必要があります。

個人の所得税をいかにして合法的に節税し、現状の資産をどのように後継者に引き継いでいくのか。当セミナーでは、相続や事業承継対策、海外を利用した資産運用などをはじめ、会社と個人を一体としてとらえた節税対策を網羅的に解説します。

お申し込み・お問い合わせ　http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

税務総合戦略室®メンバーが一丸となって
会社と経営者個人を一体としてとらえた税務対策を提供いたします

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
野原 渉
〈経歴〉
国税局調査部主査
調査部情報技術専門官
１９６２年生まれ　国税局・税務署において、特別調査事務、大規模法人における電子情報の解析等調査事務に従事した経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
関根 愼二
〈経歴〉
国税局調査部特官室
調査二部・調査四部主査及び総括主査
１９５３年生まれ　国税局調査部に通算21年間勤務し、日本を代表する上場企業等を所掌する特別国税調査官室や、大規模法人所掌部門において調査事務に従事。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
黒崎 俊夫
〈経歴〉
国税局管内税務署
資産課税部門に28年間勤務
１９５９年生まれ　資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の審理の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
玉川 育生
〈経歴〉
国税局調査第一部外国法人調査部門
調査第二部国際調査課
調査第一部特別国税調査官部門
１９７１年生まれ　外国法人や外資系法人を中心とした国際税務に関する調査、審理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を調査した。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
松井 孝榮
〈経歴〉
国税局調査第二部特別調査部門
調査第一部主査
調査第三部主査
１９５１年生まれ　国税局調査部に通算14年間勤務。鉄道業、海運業、銀行業、証券業などと、日本を代表する超大規模法人を長年調査した。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
風間 光裕
〈経歴〉
国税局課税第二部
総務部人事第一課
調査査察部
１９６５年生まれ　法人税調査と税務職員の評定指導・監督業務を行う。税務組織の中枢を経験し、税務署職員の調査手法や思考回路を熟知しており税務調査対策に力を発揮する。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
吉田 雅相
〈経歴〉
国税局調査第一部国際情報課
国際税務専門官
総務部人事第一課
１９４９年生まれ　移転価格税制やタックスヘイブン税制に関するコンサルティングを得意とする。
●著書
「非居住者税制と源泉徴収実務応答集」（共著）
「公益法人の税務」（共著）
「わかりやすい相続税申告書の書き方」中央経済社

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
山崎 政男
〈経歴〉
国税不服審判所国税審判官
税務大学校研修所長
税務署長
１９４９年生まれ　約40年の税務当局勤務の間、国税不服審判所国税審判官、税務署長を歴任。課税庁から独立した立場で、納税者の権利利益救済のため審査請求に対し裁決を行った経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
五十嵐 徹夫
〈経歴〉
国税局課税部課長補佐
国税局課税第一部機動課長
国税不服審判所部長審判官
国税局総務部次長
税務署長
１９５１年生まれ
●主な著書
「相続税法基本通達逐条解説」　大蔵財務協会
「公益法人の税務」（共著）　公益法人協会
「わかりやすい相続税申告書の書き方」中央経済社

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
清水 順
〈経歴〉国税局法人税課
税務大学校教育第二部教授
国税不服審判所国税審判官
税務署長
１９３４年生まれ　約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。
税務大学校研究科教授として税務に関する高度の理論及び技能を指導した。

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室
髭 正博
〈経歴〉
１９４１年生まれ
１９８３年　事業承継・相続対策業務を開始する。
客員税理士
●主な著書
「事業承継・自社株対策」
「ＦＩＣ出版部「実践相続税対策50の実例」
オーエス出版「事業承継・相続の節税実務戦略」オーエス出版
「生命保険の具体的活用策と知識」（共著）日本法令
「事業承継・自社株対策の実践と手法」日本法令
金融・経済雑誌寄稿等多数

エヌエムシイ税理士法人 統括マネージャー
佐藤 修一
〈経歴〉
昭和63年　野本会計事務所入所
税理士
平成14年11月より、エヌエムシイ税理士法人の設立・立ち上げを担当。20年以上、中小企業に対して経理事務の合理化や節税対策のアドバイスを行う。

エヌエムシイ税理士法人
（税理士法人番号 第337号／東京税理士会第99号）

お申し込み・お問い合わせ　03-5354-5222　平日9:00~18:00
http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

エヌエムシイ税理士法人
住所：東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン26F
アクセス：東京メトロ 丸ノ内線または都営大江戸線「中野坂上駅」出口1より徒歩1分